

# 2020年度重点提案・要望書

福 井 県



福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

わが国は、平成から令和に元号が改められ、新しい時代を迎えました。この新時代が正しく地方の時代となるためには、地域の持続可能な維持・発展が必要であり、現在も進行する東京一極集中を早急に是正し、地方への人の流れをつくり、地方創生を強く進めなければなりません。

そのためには、新幹線や高規格道路など交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、ヒトやモノの流れを分散し、国土の強靱化を図ることが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する揺るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

加えて、本県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など100年に一度の大きなチャンスを迎えております。この機をとらえ、地域公共交通の強化、新産業の育成、強い農林水産業の実現、防災・減災、医療・福祉、教育・スポーツなどの諸施策を強化していくことが重要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展に不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

福井県知事 杉本 達治

# 2020年度重点提案・要望項目一覧

## 最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成・開業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 中部縦貫自動車道の早期完成・開通・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保・・・・・・ 6
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化・・・・ 8
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化・・・・・・・・・・・・ 12
- 原子力発電所立地地域の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 重点事項

### (交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 並行在来線への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- JR小浜線の高速化・安全対策の強化・・・・・・・・・・・・ 25
- 新交通体系の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 高速交通の開通効果を高める都市のリノベーション・・・・ 27

### (安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉・・・・・・・・・・・・ 28
- 安全で安心な地域社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 30
- 防災・減災国土強靱化緊急対策の継続・・・・・・・・・・・・ 31
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進・・・・ 32
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化・・・・・・・・ 38
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備・・・・・・・・・・・・ 39
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現・・・・・・・・・・・・ 40

### (産業振興)

- 地場産業・新産業への支援充実・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 農林水産業の成長産業化の推進・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 外国人労働者の活躍による人手不足の解消・・・・・・・・ 47

### (人づくり)

- 国体・障スポのレガシーを活かした「スポーツ福井」の実現・・ 48
- 夢や希望を実現する力を養う教育・・・・・・・・・・・・・・ 49

### (人口減少対策・地方創生)

- 過疎対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 東京一極集中の是正による地方創生の推進・・・・・・・・ 55
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援・・・・・・・・・・・・ 58

# 最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成・開業
- 中部縦貫自動車道の早期完成・開通
- 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 原子力発電所立地地域の振興

## 北陸新幹線の早期完成・開業

【総務省、財務省、国土交通省、鉄道・運輸機構】

経済波及効果を早期に発現し、国土強靱化や地方創生、経済再生を促進する観点から、北陸新幹線の整備を最優先課題として進めること。

### 1 敦賀までの整備促進

金沢・敦賀間の2022年度末までの開業を確実に実現するよう整備を促進するとともに、早期開業に最大限努力すること。

### 2 敦賀・新大阪間の早期整備

環境アセスメントを速やかに進めるとともに、早期に建設財源の見通しをつけ、福井・敦賀開業から切れ目なく着工し、北海道新幹線札幌開業（2030年度末）より早い大阪までのフル規格による全線開業を実現すること。

### 3 福井・敦賀開業時の利便性確保

#### (1) 金沢駅と同数の新幹線の運行本数確保

福井・敦賀開業時における敦賀駅までのかがやき・はくたか・つるぎの運行本数は、金沢駅と同数とすること。

#### (2) 北陸と関西・中京間とのアクセス向上

福井・敦賀開業から全線開業までの間、敦賀駅において新幹線と特急との乗換えが生じることから、敦賀駅発着のすべての新幹線と乗り継げる特急を確保すること。

また、特急存続も含め、フリーゲージトレインに代わる利便性確保策を検討すること。

#### (3) 新幹線および特急のダイヤ編成

新幹線および敦賀駅発着の特急の始発・終着列車について、県民ができるだけ長く首都圏や関西圏、中京圏に滞在できるようなダイヤ編成とすること。

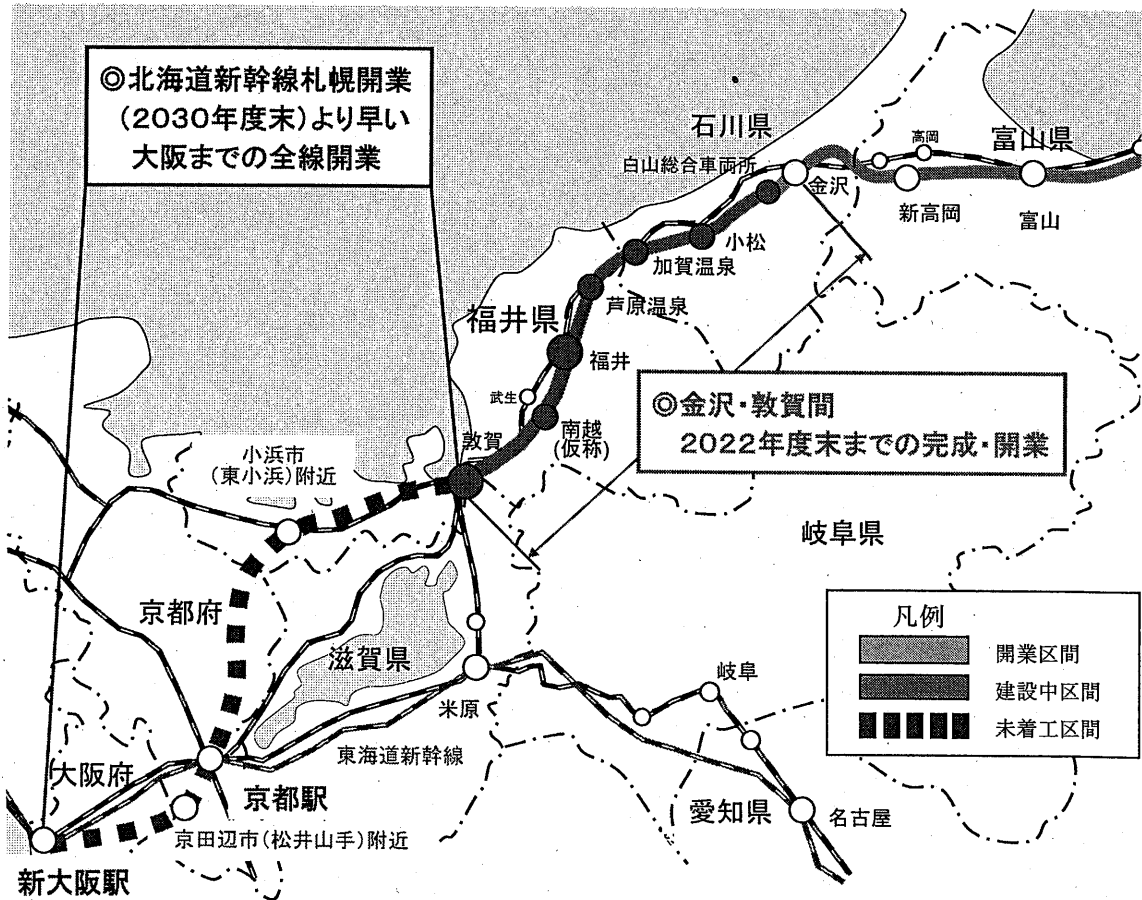
最重点事項 1

4 県内事業者の受注機会の確保・増大

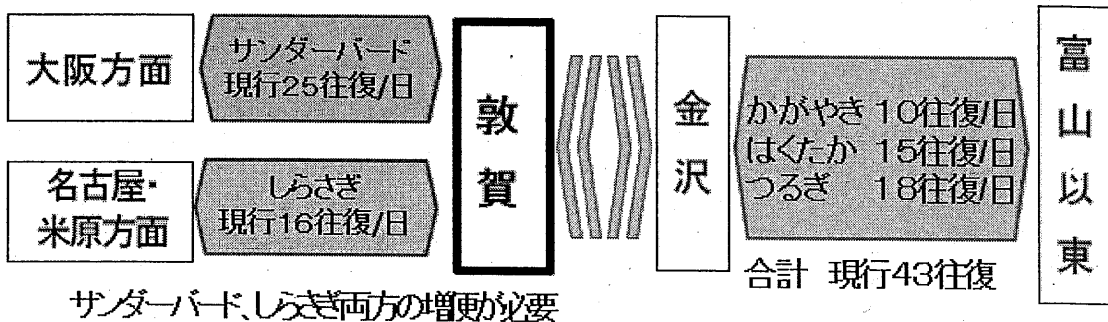
県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産材や県産品を活用すること。

【担当部署：地域戦略部 新幹線建設推進課】

○北陸新幹線の整備状況



○福井・敦賀開業時の利便性確保



・2017年度の鉄道旅客流動 北陸・関西間 1日当たり 18,500人  
北陸・中京間 1日当たり 4,200人

## 中部縦貫自動車道の早期完成・開通

【国土交通省】

中部縦貫自動車道は、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、北陸圏と中京圏の連携軸をさらに強化し、中部圏全域の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

### 1 大野油坂道路の予算確保と早期完成

北陸新幹線福井・敦賀開業（2022年度末）に合わせた大野油坂道路の開通が実現できるよう必要な予算措置を行うこと。また、周辺市町での企業誘致など、地域活性化をより促進するためにも部分開通を含め、開通年度を早期に公表すること。

#### ① 大野～大野東間

- ・真名川橋（仮称）などの工事を用地取得が完了した区間から推進すること。

#### ② 大野東～和泉間

- ・工期の長い荒島第2トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

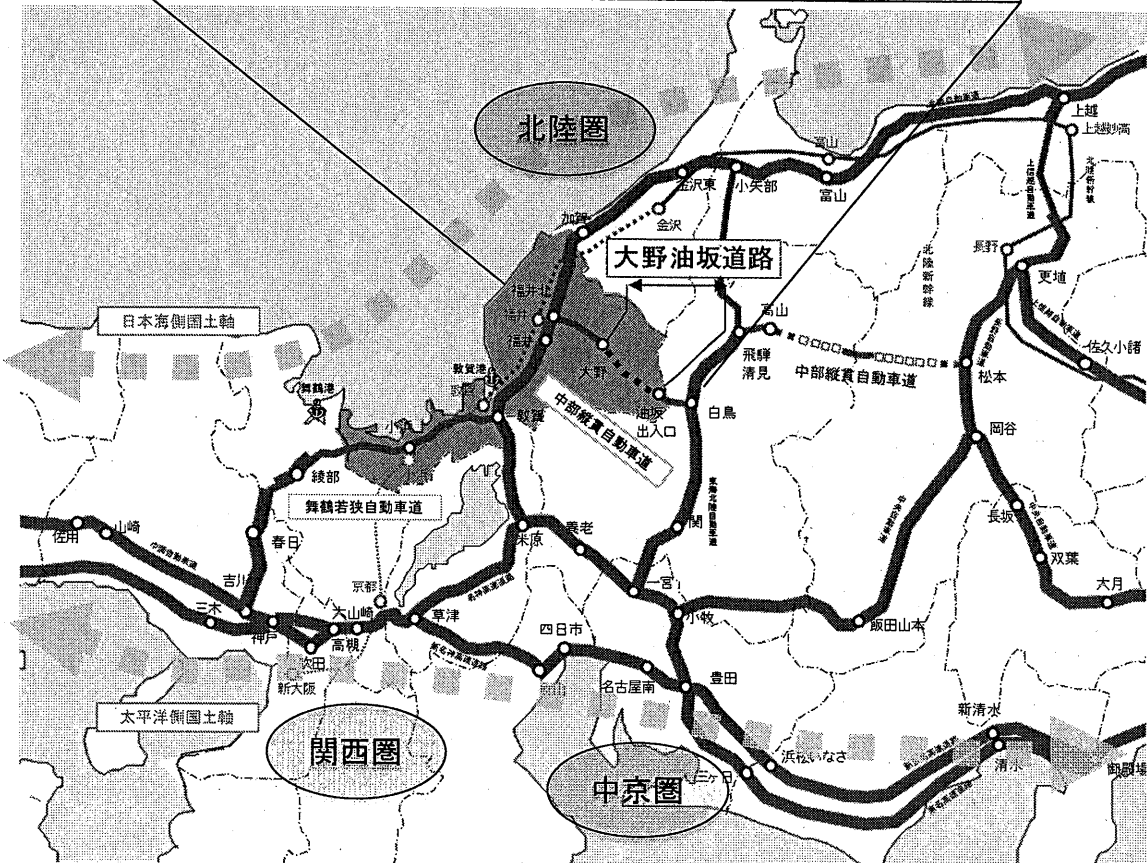
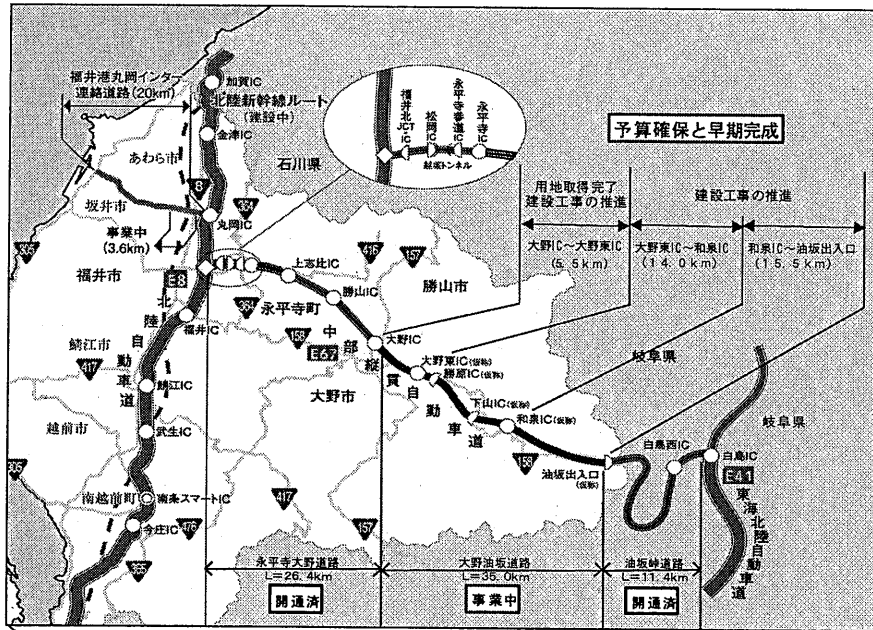
#### ③ 和泉～油坂間

- ・工期の長い大谷トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

【担当部署：土木部 高規格道路課】



○中部縦貫自動車道の整備状況



## 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、太平洋側と複数の高速交通体系で直結し、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じること。

### 1 国際物流ターミナルの整備推進

早期にふ頭再編を進め、増大する貨物需要への対応やコンテナ、RORO貨物の集約による荷役効率化を図るため、鞠山南地区国際物流ターミナルの岸壁を2021年度までに確実に完成すること。

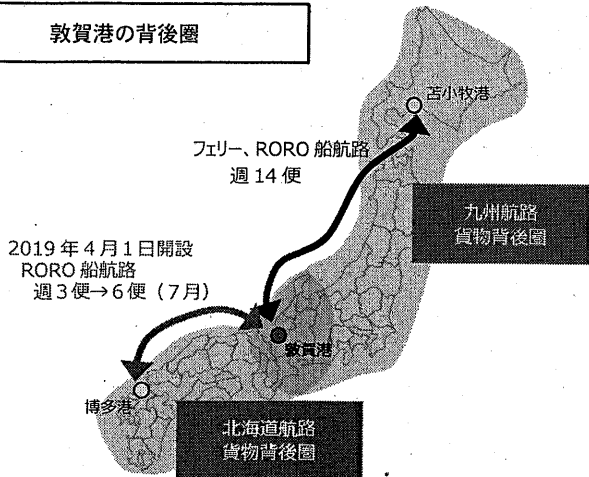
### 2 次世代高規格ユニットロードターミナルの形成

国の中長期政策（PORT2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルの全国展開について、ユニットロードの拠点であり、太平洋側港湾の代替機能も併せ持つ敦賀港において実証実験を実施すること。

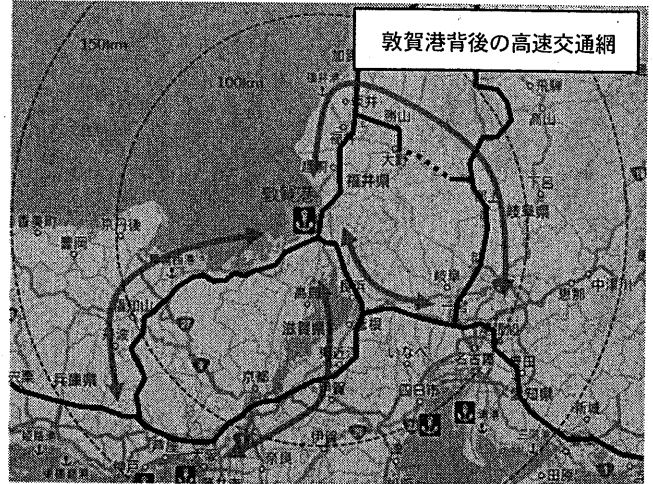
【担当部署：土木部 港湾空港課】

### 最重点事項 3

#### 敦賀港の背後圏



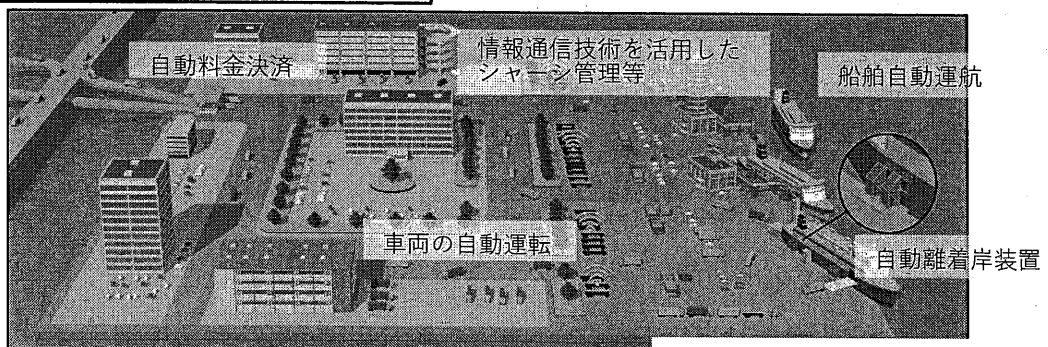
#### 敦賀港背後の高速交通網



#### 国際物流ターミナルの整備推進



#### 次世代高規格ユニットロードターミナルイメージ



## エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【文部科学省、経済産業省、国土交通省、原子力規制委員会】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

エネルギー基本計画においては、原子力を重要なベースロード電源とする一方で可能な限り依存度を低減するとしており、原子力の将来像が曖昧なままである。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

### 1 原子力・エネルギー政策の実行

#### (1) 原子力・エネルギー政策の着実な実行

廃炉、40年超運転、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処分、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題について、国が全体性を持ってさらに検討を行い、責任ある政策を着実に実行すること。

#### (2) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性について説明・説得し、立地地域はもとより電力消費地に対して国民理解をさらに深めること。

特に、エネルギー基本計画で定めた原子力比率20～22%は40年超運転により達成可能としていることから、国は前面に立って、40年超運転の必要性やプラントの安全性について国民に対し丁寧に説明し、理解を得ること。

(3) 「もんじゅ」の課題への対応

① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、燃料取出し等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

② 使用済燃料やナトリウムの県外搬出の実現に向けて技術的な課題や搬出先など検討を加速し、その結果を示すこと。

(4) 「ふげん」の廃止措置への対応

「ふげん」については、廃止措置が着実に進むよう、使用済燃料の海外搬出に向けて計画を進捗管理するなど指導・監督を強化すること。

(5) 使用済燃料の中間貯蔵施設への積極的関与

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、事業者ができるだけ早期に具体的な計画地点を明示できるよう、国がより積極的に関与し着実に進めること。

(6) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

### (7) 電力システム改革への対応

来年4月から実施される送配電部門の法的分離により経営環境が変化する中、事業者が原子力発電所の安全対策や廃止措置に十分な投資を行うよう、国が責任をもって指導すること。

### (8) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

## 2 実効性ある安全規制の実施

- ①原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、国民に対し発電所の安全性について正確で分かりやすい説明を行うこと。
- ②現場を重視した実効性のある安全対策を進めるとともに、万が一の際の事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ③原子力規制委員会は、立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元の声に耳を傾けるよう、意思疎通を図ること。
- ④活断層の評価等については、国が事業者に対して根拠を示した上で解決すべき課題を明らかにし、公平・公正な科学的議論を尽くすこと。

### 3 LNGインフラ整備の実現

中京・関西に近い本県においてLNG関連インフラの整備を促進するため、エネルギー供給網の強靱化の観点から国が主体となり、広域ガスパイプラインの整備構想を早期に策定し、財政支援を行うこと。

また、受入基地について、敦賀港における浮体式基地の国内初の整備を進めるため、設備導入に対する財政支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 電源地域振興課 / 安全環境部 原子力安全対策課】

### ○原子力に関する福井県の課題

#### ○再稼働

- 1) 大飯3、4号機
  - ・3号機 平成30年4月に営業運転再開
  - ・4号機 平成30年6月に営業運転再開
- 2) 高浜3、4号機
  - ・3号機 平成29年7月に営業運転再開
  - ・4号機 平成29年6月に営業運転再開

#### ○40年超運転

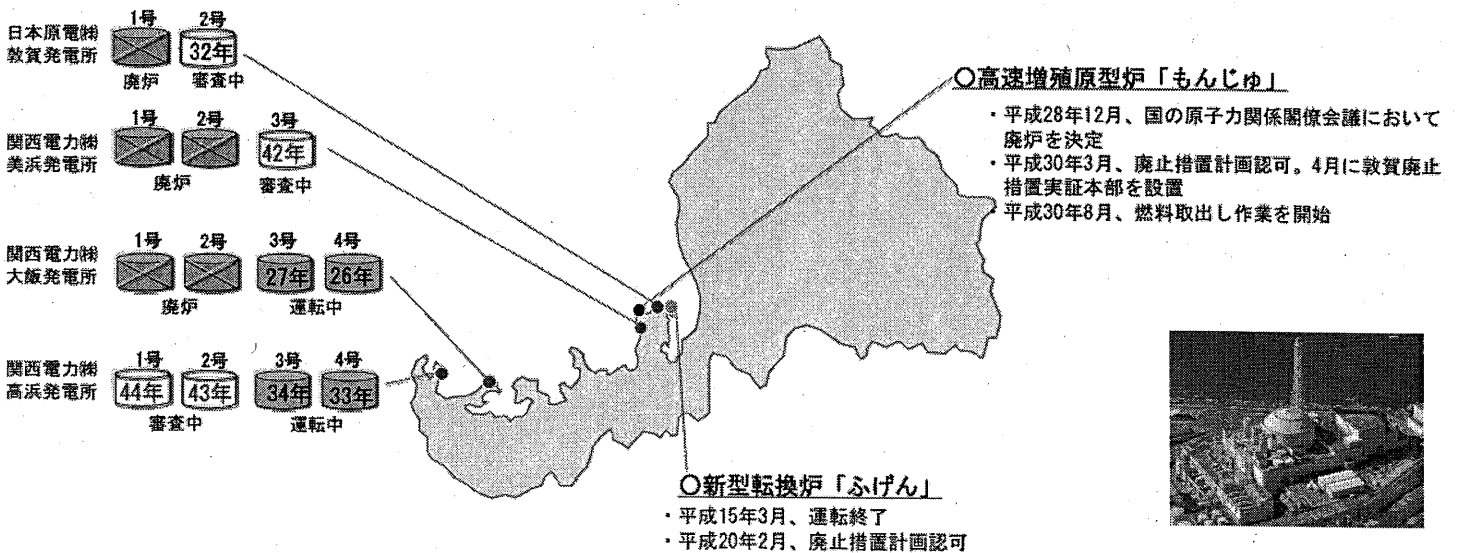
- ・高浜1、2号機は平成28年6月、美浜3号機は同11月に運転期間延長を認可

#### ○廃炉

- ・美浜1、2号機 平成29年4月廃止措置計画認可、作業着手
- ・敦賀1号機 平成29年4月廃止措置計画認可、作業着手
- ・大飯1、2号機 平成30年11月廃止措置計画認可申請、審査中

#### ○使用済燃料の中間貯蔵

- ・使用済燃料の中間貯蔵施設について、県は、一貫して県外立地を要請
- ・関西電力は、2020年頃の計画地点確定、2030年頃の操業開始を計画。現在、具体的な計画地点を選定中



## 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

### 1 原子力防災対策の充実

#### (1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）が策定された高浜・大飯地域のほか、敦賀・美浜地域においても、国が主体的に実効性ある計画を策定すること。
- ②バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制、降雪時における避難経路の確保など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ③円滑な住民避難を行うため、発電所の状況や避難情報、交通規制など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

#### (2) 放射線防護対策への財政的支援

福祉施設および一時集合施設への放射線防護対策については、10km圏内にさらに整備が必要となる施設があるため、積極的な財政支援を行うこと。



### (3) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

### (4) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、原発近接地域の住民の早期避難や要配慮者に対する避難体制を確保するため、大型ヘリコプターや災害時多目的船の活用など、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

### (5) 大型巡視船の配備

現在整備中の大型巡視船について、敦賀港へ配備を行い、原子力発電所周辺の上警備の強化を図ること。

### (6) 原子力災害医療体制の整備への支援

原子力災害医療体制に係る資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保等について、財政措置も含めた支援を強化すること。

特に、原子力災害拠点病院の機能充実や運用保守費用についても財政支援を行うとともに、中長期的な視点で原子力災害医療に係る人材育成に取り組むこと。

### (7) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ①安定ヨウ素剤の薬局配布に加え対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ② 転出や死亡、使用期限切れにより不要となった安定ヨウ素剤については、個人による廃棄処分を検討すること。
- ③ 乳幼児・小児など服用を優先すべき者が日中過ごす学校や保育所等での緊急時における速やかな配布・服用について、関係省庁との連携・協力による体制を整備すること。また、乳幼児等の服用の必要性について保護者等の理解を促進するとともに、乳幼児健診の活用など、乳幼児への確実な配布に向けた具体的方策を示すこと。
- ④ 今回の原子力災害対策指針の改正による40歳以上における安定ヨウ素剤の効果など、配布・服用の考え方の変更について国において積極的に周知すること。
- ⑤ 原子力災害時における安定ヨウ素剤の配布について、電力事業者や自衛隊等による人員体制を整備すること。

### (8) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用の検討にあたっては、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できる体制を構築すること。

さらに、除染により発生した汚染水等の保管場所や処理方法等について国が主導的に方向を示すこと。

【担当部署：安全環境部 危機対策・防災課 /健康福祉部 地域医療課】

## 原子力発電所立地地域の振興

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所立地地域の自立的かつ恒久的な地域振興を進めるため、以下の対策を講じること。

### 1 原子力研究・人材育成等の推進

エネルギー研究開発拠点化計画に代わり今年度策定する新たな計画について、国が主体的に参画し、特に以下の施策を着実に実施していくこと。

#### (1) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点として国が実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

また、国が新たに拠点に整備する試験研究炉は、国内外の学生や研究者等が幅広く利活用できる施設とし、人材育成や研究開発、産業分野への活用など、地域振興に繋がるものとする。

国が「もんじゅ」を含む周辺地域において実施する高速炉研究開発の内容を早急に具体化すること。

#### (2) 原子力人材育成における IAEA との連携強化

本県と IAEA との覚書に基づく国際会議や研修の開催を支援するとともに、「福井県国際原子力人材育成センター」が人材育成拠点として活用されるよう協力すること。

#### (3) 原子力関連技術等に関する研究開発支援、新産業の創出

立地地域における廃炉ビジネスの産業化に向けて、廃炉に関する技術開発や地元企業が行う技術向上・人材育成の取組みを支援すること。

また、理化学研究所と共同で行う放射線育種や、エネルギー源の多様化等に関する最先端の研究開発・実用化を推進するため、十分な支援を行うこと。

## 2 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度

廃止措置期間中の立地自治体の財政への影響を緩和するため、電源三法交付金の適用期間を発電所の運転終了で終わらせることなく、完全撤去まで延長すること。

また、立地地域における地域振興策を支援するため、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金については、必要な予算額を確保すること。

## 3 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長

特別措置法に基づき決定された「振興計画」に基づく事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

また、現行法が失効する2021年度以降の法の延長について措置すること。

## 4 電気供給業に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税の課税方式については、一般の業種と同じ課税方式となった場合、法人事業税額が大きく変動し、原発立地地域の行政サービスに支障をきたすため、現行の収入金額課税を堅持すること。

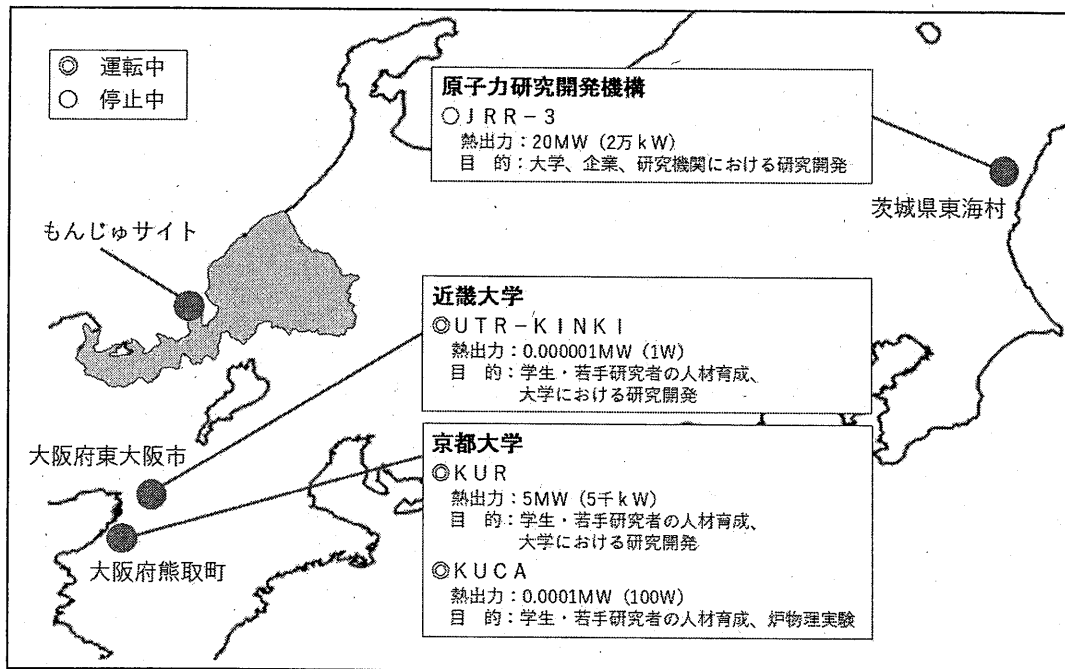
【担当部署：総務部 税務課 / 地域戦略部 電源地域振興課】

○試験研究炉

・試験研究炉とは

発電を目的とした商業炉とは異なり、原子力を専攻する学生等の人材育成や、大学・企業等における放射線を利用した様々な研究開発を実施するために設けられた施設

・人材育成や大学・企業の研究開発等に使われている国内の主な試験研究炉



・「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉に係る国の整備スケジュール

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)
概念設計に向けた具体的な炉型の絞り込みに関する検討				
	概念設計・基本設計			
			詳細設計	



# 重点事項

(交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進
- 並行在来線への支援
- JR小浜線の高速化・安全対策の強化
- 新交通体系の実現
- 高速交通の開通効果を高める都市のリノベーション

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 安全で安心な地域社会づくりの推進
- 防災・減災国土強靱化緊急対策の継続
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実
- 農林水産業の成長産業化の推進
- 外国人労働者の活躍による人手不足の解消

(人づくり)

- 国体・障スポのレガシーを活かした「スポーツ福井」の実現
- 夢や希望を実現する力を養う教育

(人口減少対策・地方創生)

- 過疎対策の充実
- 東京一極集中の是正による地方創生の推進
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

## 幹線道路ネットワークの整備推進

【国土交通省】

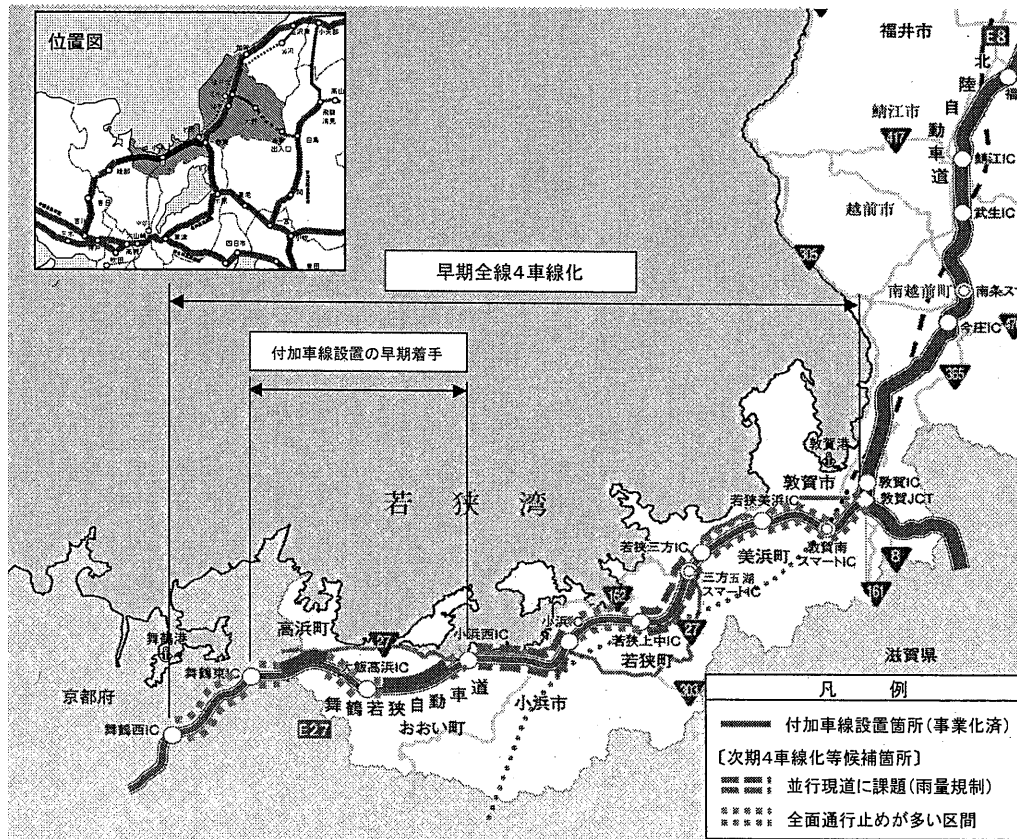
本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

### 1 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

防災・減災対策のための付加車線設置区間として事業化された舞鶴東～小浜西間の工事に早期着手すること。

さらに、舞鶴西～敦賀間の残る暫定2車線区間について、時間信頼性の確保、事故防止および代替性確保の観点から、全線の早期4車線化に向けて、付加車線設置区間を延伸するとともに、「高速道路における安全・安心計画（仮称）」において優先的に4車線化を実施すべき区間として選定すること。

#### ○舞鶴若狭自動車道の整備状況





## 2 国道 8 号の整備推進

国道 8 号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流のみならず、国土強靱化の面で重要な路線であり、平常時に加え災害時においても機能強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

- ・北陸道と国道 8 号の交通量は、石川県との県境部においても合わせて 4 万台/日を超え、このうち約 3 割を国道 8 号が分担
- ・トラックなどの大型車の割合は、石川県境部で約 3 割、南越前町～敦賀市間は約 4 割を国道 8 号が分担
  - 石川・福井県境部の交通量（（ ）内は大型車混入率）
    - 国道 8 号 13,644 台/日 (31%)、北陸道 27,763 台/日
    - 南越前・敦賀間の交通量（（ ）内は大型車混入率）
      - 国道 8 号 11,376 台/日 (37%)、北陸道 27,828 台/日
- ・石川県境部や南越前・敦賀間については急勾配や線形の悪い区間が残り、平成 30 年 2 月の大雪時の車両滞留や大雨時の法面崩落等による通行止めが発生

### (1) 石川・福井県境部の整備推進

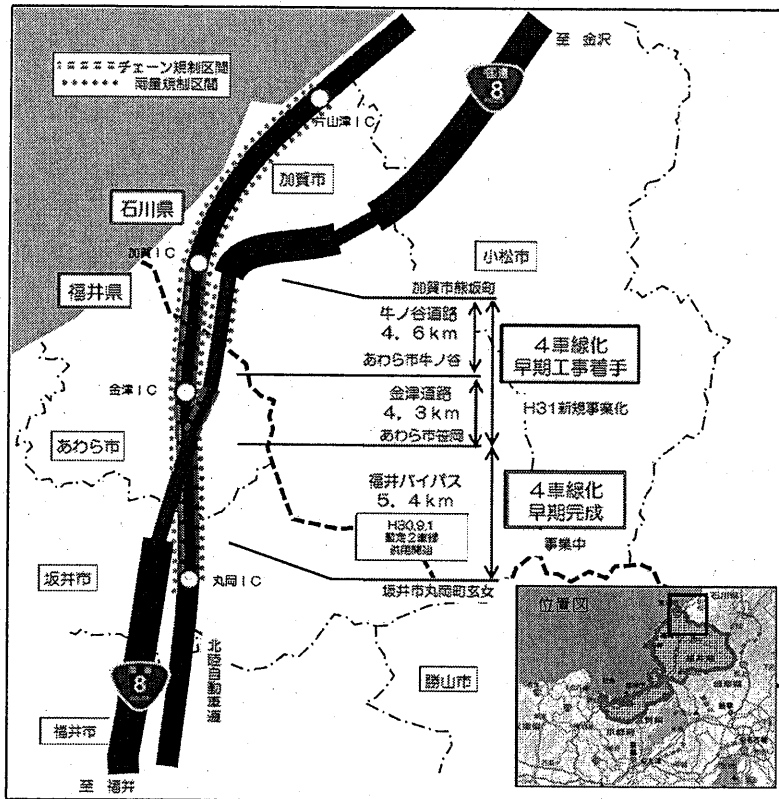
- ・石川県加賀市熊坂町<sup>くまさかまち</sup>～あわら市笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に 4 車線化工事に着手すること。
- ・事業中である福井バイパスについて、残るあわら市笹岡～坂井市丸岡町<sup>げんによ</sup>玄女間（5.4 km）を、早期に 4 車線で完成すること。

### (2) 南越前町～敦賀市間の早期整備

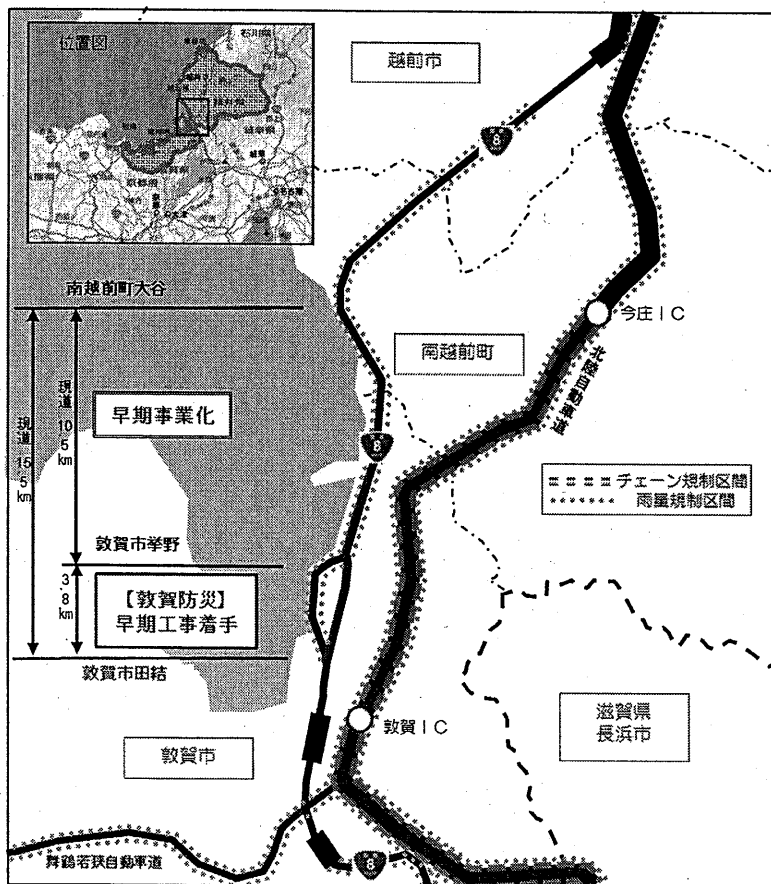
- ・敦賀防災の敦賀市<sup>あげの</sup>拳野<sup>たい</sup>～田結間（3.8 km）について早期に工事着手すること。
- ・通行止めや事故が多発する南越前町大谷～敦賀市<sup>あげの</sup>拳野間（10.5 km）についても、順次事業化すること。
- ・現道の防災上危険な個所についても早急に対策を実施すること。

重点事項1

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



○国道8号 南越前町大谷～敦賀市田結区間の整備状況



### 3 幹線道路の整備推進

#### (1) 国道417号冠山峠道路の早期完成

冠山峠道路は、日本海側と中京圏を直結する重要な路線であり、歴史的につながりの深い池田・丹南地域と岐阜県美濃地域の交流促進のみならず、福井県・岐阜県相互の広域観光ルートを形成する道路であるため、北陸新幹線福井・敦賀開業に合わせて開通できるよう必要な予算措置を行うこと。

#### (2) 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫道と一体となって、福井港と中京圏、太平洋側を結び、物流を支える道路であるため、整備に必要な予算措置を行うこと。

#### (3) 国道27号青葉トンネル（バイパス）の早期整備

国道27号の福井県・京都府境部は近畿・北陸を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるため、トンネル断面が小さく急勾配である青葉トンネルのバイパスを早期に事業化すること。

#### (4) 国道8号敦賀バイパスの整備推進

国道8号敦賀市田結<sup>たい</sup>～河原町間<sup>かわはらちょう</sup>（3.4 km）は、敦賀港や沿線に立地する産業団地から北陸自動車道敦賀インターチェンジへのアクセス道路であり、物流の面から重要な路線であるため、早期に4車線化すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

## 並行在来線への支援

【総務省、財務省、国土交通省】

2022年度末、北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時にJR西日本から経営分離される北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

本県の経営分離区間は、開業時には、JR西日本からの鉄道資産の取得など初期投資に多額の地元負担が生ずるとともに、開業後も、人口減少社会の中、輸送密度が低く、さらには、長大な北陸トンネルや特別豪雪地帯を有する本県の特殊事情により維持経費が増嵩するなど、厳しい経営状況が想定される。

第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

### 1 初期投資や開業後の運営経費に対する支援

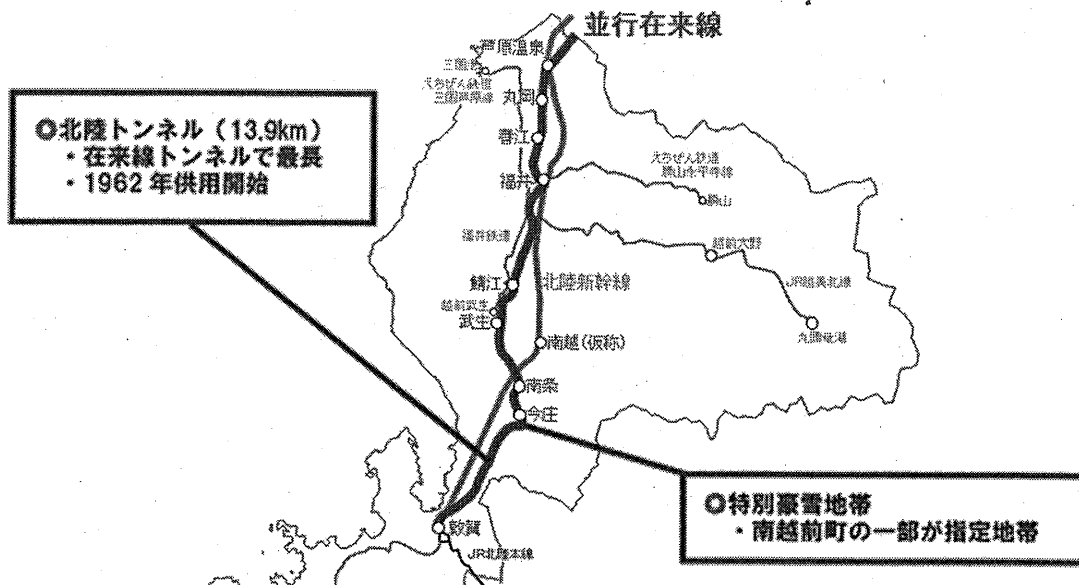
初期投資に対する地方交付税措置のかさ上げや開業後の運営経費に対する財政支援措置を行うこと。

### 2 貨物調整金制度の見直し

通勤・通学等に配慮した増便や、遠方で発生した自然災害等により自社区間を走行する貨物列車が運休することなどにより貨物線路使用料が減少しない制度の構築や、路盤やレールの強化など重量のある貨物列車の走行に必要な水準の高い設備の維持管理費を考慮した算定方法の見直しを行うこと。

【担当部署：地域戦略部 地域鉄道課】

**重点事項 2**



## J R 小浜線の高速化・安全対策の強化

【国土交通省】

J R 小浜線は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や小浜京都ルートの新駅開業により、乗り換え需要が増加すると見込まれる。

昨年4月には敦賀開業による交流人口の拡大を図るため「福井県嶺南地域公共交通活性化協議会」を設立しており、今年秋には、J R 小浜線の地域公共交通網形成計画を取りまとめる予定である。

J R 小浜線の利便性向上のためには、駅間の所要時間の短縮と安全で確実な運行の確保が重要であり、以下の対策を講じること。

### 1 路盤強化などの施設整備を通じた高速化の実現

路盤の強化や駅における待避施設の整備などに対する財政支援を行うこと。

### 2 自然災害に対する安全対策

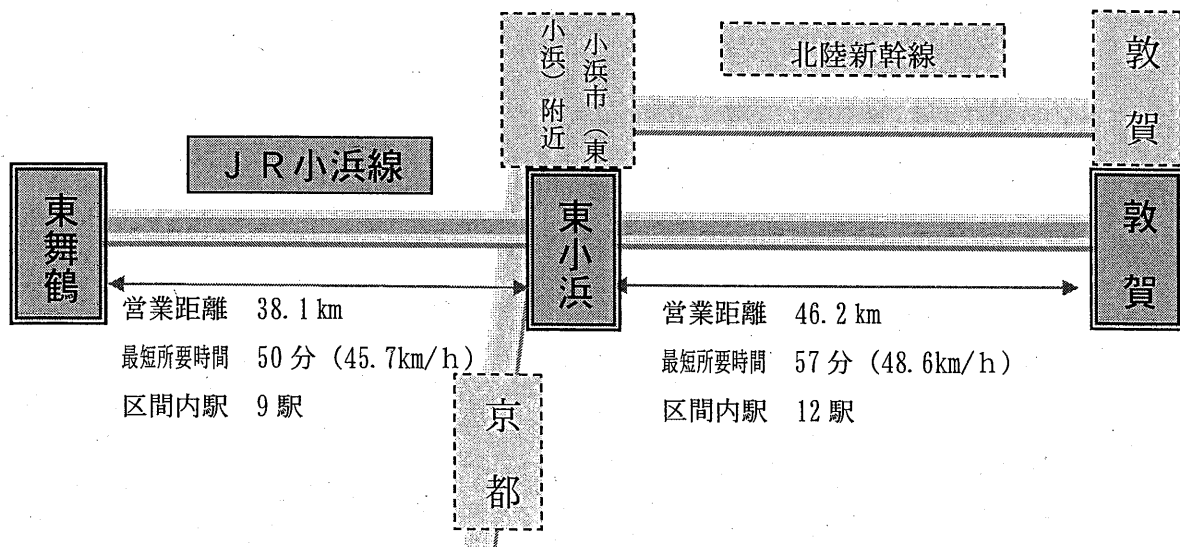
J R 小浜線は、風雨による運行停止が頻発しており、確実な運行のための防風柵やシェルターなどの設置に対する財政支援を行うこと。

国の補助制度

○幹線鉄道等活性化事業費補助

・補助対象 利用者の利便性向上を図るための施設の整備費  
(土木費、線路整備費、開業設備費、用地費)

・補助率 1/3以内



【担当部署：地域戦略部 地域鉄道課】

## 新交通体系の実現

【経済産業省、国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業や小浜京都ルート決定および中部縦貫自動車道の県内全線開通の効果をもたせ、新交通体系の実現に対して、以下の対策を講ずること。

### 1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

北陸新幹線および並行在来線の開業に向けた地域公共交通網の充実のための財政支援を拡充するとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保するための対策を拡充すること。

- ① 住民の日常生活を支えている地方鉄道に対し、安全性や利便性の確保に必要な施設整備や、利用促進に向けた取組を積極的に進めるため、十分な予算額を確保すること。
- ② 地方鉄道や路線バス等における交通系 IC カードシステムの導入などキャッシュレス化を進めるために必要となる整備等に対し、十分な予算額を確保すること。
- ③ 複数市町を運行する広域路線バスを維持するために、地域間幹線系統確保維持補助について、支援の拡充を図ること。

### 2 自動走行の実用化に必要な整備などに対する支援

2020年度の自動走行の実用化を目指し、実証実験を進めている「永平寺参ろ一ど」において、地域の移動手段として運行を可能とするために、必要な車両や通信機器等の整備などに対して支援すること。

【担当部署：地域戦略部 交通まちづくり課、地域鉄道課】

## 高速交通の開通効果を高める都市のリノベーション

【国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業や小浜京都ルート決定および中部縦貫自動車道の県内全線開通の効果をもっと活かすため、都市のリノベーションおよび交通革新の実現に対して、以下の対策を講じること。

### 1 新幹線駅周辺整備の確実な推進

北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、駅へのアクセス道路や駅前広場など、県や市が行う新幹線駅周辺の整備が遅れることなく進むよう、社会資本整備総合交付金（道路事業、街路事業、都市再生整備計画事業）に必要な予算措置を行うこと。

また、福井駅西口で実施される市街地再開発事業や優良建築物等整備事業については、県都の玄関口における都市機能強化のための重要な事業であることから、社会資本整備総合交付金（住環境整備事業）に必要な予算措置を行うこと。

【担当部署：土木部 都市計画課】



## 誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【厚生労働省】

## 1 育児休業給付金等の充実

育児休業や短時間勤務の利用を促進し、若い世代が安心して出産、子育てできる環境づくりを進めるため、本県が実施している「ふくいの子宝応援給付金」をモデルとして、短時間勤務時に育児休業を取得する場合に、フルタイム勤務時と同等の育児休業給付金を支給すること。

## 2 陽子線がん治療の促進

- ① 2018年4月の診療報酬改定で、小児がんに加え、前立腺、頭頸部の一部、切除非適用の骨軟部のがんに公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人々が治療を受けられるよう、これら以外の肝臓や肺などのがんについても早期に保険適用すること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、このままでは大幅な減収が生じ施設運営が困難となるため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

## 3 実効性のある医師確保策の実施

- ① 医師多数県から少数区域への医師派遣による偏在対策を確実に進めるため、国において都道府県間の派遣調整を行うマッチングの仕組みを構築すること。
- ② 医師少数区域以外であっても内科・総合診療科など医師が不足する診療科がある場合には、多数県に対し医師派遣を要請できる仕組みとすること。
- ③ 医師少数区域への医師派遣にあたって、派遣元病院に対し、派遣にかかる経費の助成措置を講じること。

#### 4 管理栄養士による訪問栄養指導の促進

管理栄養士による訪問栄養指導を促進するため、在宅医が他の医療機関等に所属する管理栄養士と直接連携できるようにするなど、自院の医師による指示のみが対象となる現在の報酬の要件を見直すこと。

#### 5 介護従事者の処遇改善の促進

施設と介護従事者の充実による安心介護を実現するため、従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

#### 6 保育士の処遇改善の促進

保育の受け皿を整備するため、さらに多くの保育士等の確保が必要となることから、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するための職員配置の改善や研修体制整備等に対する支援の充実を図ること。

#### 7 児童虐待の徹底防止

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、子ども家庭課、地域医療課】

## 安全で安心な地域社会づくりの推進

【内閣府、文部科学省、国土交通省】

子どもが犠牲となる事故および高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生していることを踏まえて、安全で安心な地域社会づくりのため、下記の対策を講じること。

### 1 子どもの安全確保に対する支援

今年度、地方公共団体が実施する交差点や子どもの移動経路の安全確認結果に基づく対策など、子どもの安全対策に関する支援を行うとともに、今後の交通安全対策に関する施設整備などに対し支援すること。

また、子どもの登下校時の防犯対策や地域の見守り活動に対し支援すること。

### 2 交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組の強化

信号機を始めとする交通安全施設については、大量更新期を迎えていることから、老朽化した交通安全施設の着実な維持管理・更新を行うため、補助金を拡充すること。

【担当部署：安全環境部 県民安全課 / 健康福祉部 子ども家庭課

/ 土木部 道路保全課 / 教育庁 保健体育課

/ 警察本部 生活安全企画課、少年女性安全課、交通規制課】

## 防災・減災国土強靱化緊急対策の継続

【内閣府、国土交通省】

近年、平成30年2月豪雪や7月豪雨など様々な自然災害が全国各地で頻発・激甚化している。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靱化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

### 1 防災・減災国土強靱化緊急対策の継続

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度となる2020年度においても、道路、河川、砂防、港湾、下水道など重要インフラの機能強化に必要な予算措置を行うこと。

また、完成に数年程度を要する重要インフラの機能強化や県管理排水機場の機能強化・老朽化対策など対象を拡大し、緊急対策を継続すること。

#### 【重要インフラの機能強化策】

道 路：土砂崩壊が発生する危険性の高い箇所の法面对策

橋梁の耐震補強、道路照明のLED化

大雪時の消雪施設の整備・更新、除雪機械増強などの体制強化

河 川：氾濫する危険性が高い箇所における樹木伐採や河道掘削

砂 防：土砂災害により避難所・避難路が被災する危険性の高い箇所に砂防堰堤等整備

下水道：浸水被害の危険性の高い地区に雨水排水施設整備

【担当部署：土木部 道路建設課、道路保全課、河川課、  
砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

## 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進

【内閣府、総務省、国土交通省】

### 1 治水事業の推進

#### (1) 足羽川ダム建設事業の推進

福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、2020年度にダム本体工事に着手し、計画どおり2026年度に完成すること。

また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号<sup>いたがきざか</sup>板垣坂バイパスおよび国道476号<sup>しらあわ</sup>白粟バイパスに必要な予算措置を行うこと。

#### (2) 吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、転流工工事に引き続き、2020年度にダム本体工事に着手できるよう必要な予算措置を行うこと。

#### (3) 九頭竜川水系の既設ダムの有効活用

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする嶺北地方一帯を守るため、河川整備計画に位置付けられている九頭竜川上流既設ダムの治水機能向上について、早期に効果を発揮できる対策として検討を行うこと。

#### (4) 直轄河川事業の推進（九頭竜川、日野川、北川）

- ①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削を推進すること。また、永平寺町中心部を洪水から守るため、九頭竜川の上合月地区（永平寺町）の河道掘削等についても推進すること。

平成29年台風21号、平成30年7月豪雨では、日野川上流の県管理区間やその支川で水位が上昇し、鯖江市や越前町に避難指示が発令

- ②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の水取地区（小浜市）の河道掘削の推進および未着手である上流部（高塚地区（小浜市））の河道掘削に早期着手すること。

平成29年台風21号で北川において氾濫危険水位を超過し、小浜市内では避難指示が発令

#### (5) 県管理河川整備の着実な推進

- ①今後、複数の橋梁架替えや地下放水路の築造が本格化する福井市中心部を流れる底喰川や勝山市街を流れる大蓮寺川の「大規模特定河川事業」（個別補助事業）に対し着実に予算措置を行うこと。
- ②過去に浸水履歴のある竹田川や吉野瀬川、江古川など県管理河川の治水安全度を高めるため、改修の着実な推進に対し必要な予算措置を行うこと。

## 2 雪に強い体制強化

### (1) 高速道路および直轄管理道路における除雪体制の強化

- ①北陸自動車道は4車線であり、一般道と比べ通行の管理がしやすいため、より効率的な除雪作業を行い、通行止めをしないように最善を尽くすこと。
- ②国道8号等について、引き続き待避所の確保、チェーン着脱場の整備を行うこと。

### (2) 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2/3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率1/2）を幹線市町道以外の除雪費も対象とすること。

### (3) 地域防災を担う建設業とオペレータの育成・支援環境の整備

- ①地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレータの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境整備を行うため、除雪費用の算定において、リースにより除雪機械を確保した場合の単価の設定や、市街地の除雪が週末に集中する実情を考慮したオペレータの休日単価の設定すること。
- ②2018年2月の大雪においては、熟練オペレータの高齢化や若手オペレータの不足が大きな課題となった。運転技術支援や新規オペレータの確保に資するためには、ICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であり、自動運転技術による除雪車開発実験を国主体で福井県内において実施すること。

### 3 社会インフラの長寿命化対策の推進

①老朽化が進行する公共施設等について、計画的に長寿命化対策を実施し、有効に活用するため、2022年3月末までとされる公共施設等適正管理推進事業債の措置期間を延長すること。

また、合同庁舎、土木事務所など、災害発生時の拠点として施設・設備が適切に機能するよう長寿命化対策を図ることが特に必要な公用施設について、事業債の対象に加えること。

②河川・ダム・港湾における、定期点検や点検結果に基づく長寿命化計画の策定・更新について、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の対象とすること。

③下水道が水質保全等公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、下水道施設の改築について、引き続き、社会資本整備総合交付金による必要な予算措置を行うこと。

④完成後30年を経過すると砂防堰堤の老朽化が大きく進んでいるが、今後も砂防堰堤の機能を確実に確保していく必要があるため、予防保全型の工事についても砂防設備等緊急改築事業の対象とすること。

### 4 防災・減災に役立つICTの開発および支援

#### (1) 水門・樋門等の遠隔操作の技術開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、遠隔にて水門等の開閉状況の把握や操作ができる技術の提供を行うこと。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

{	水門・樋門等	県管理河川内の総数	242基
		うち河川管理者以外が設置	222基 (92%)



## (2) 地方を起点とした5G・AIの実証実験の実施

5Gの普及・活用については、地方を起点に実施すべきであり、5Gの低遅延性、同時多接続性の特徴を活かし、福井県内において、センサーによる積雪状況の自動計測や除雪車両の作業状況把握、AIによる最適な除雪ルートの設定など効率的な体制構築に関する実証実験等を国主体で実施すること。

## (3) 次世代衛星通信システムを活用した通信手段の確保

大規模災害時に避難所等でも確実に通信手段を確保できるよう、インターネット接続サービスなどに対応した次世代衛星通信システムを早期に構築するとともに、導入に伴い必要となる経費に対し財政措置を講ずること。

## 5 直轄事業における地元事業者の受注機会の拡大

地域の安全・安心の守り手である建設業の担い手の育成・確保のため、国の直轄事業における発注においては、引き続き地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに県産品の活用を促進すること。また、下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

## 6 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

防災気象情報は、住民の避難行動の重要な判断材料となることから、観測所の増設や気象レーダーの更新など観測体制を強化し、地域ごとのきめ細かな降雨・降雪予測など、更なる予測精度の向上を図ること。また、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

## 7 風水害対策の推進

平成30年7月豪雨を踏まえ、国が、住民の主体的な避難行動を支援するために新たに導入した5段階の警戒レベルについて、目的や内容を住民が正しく理解し、災害時に適切な行動を取ることができるよう、自治体と連携しながら住民への周知徹底を図ること。

## 8 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの2人操縦体制の導入にあたっては、操縦士の不足や高齢化が課題となっていることから、養成機関の創設や、免許取得費用への財政支援など国の責任において操縦士の育成・確保に取り組むこと。

【担当部署：総務部 財産活用課 / 地域戦略部 統計情報課、  
/ 安全環境部 危機対策・防災課 / 土木部 土木管理課、道路建設課、  
道路保全課、高規格道路課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

## 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

### 1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮を備えた嶺南機動隊庁舎等を整備すること。

### 2 原子力関連施設警戒隊の体制強化

原子力関連施設の警戒警備の徹底のため、原子力関連施設警戒隊の体制を強化すること。

### 3 現場指揮機能の強化

放射性物質の拡散に対応できる現場指揮機能を確保するための現場指揮車、情報収集車および高機動型NBCスーツ（核・生物・化学防護服）を整備すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

## 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備

【防衛省】

福井県は、過去に拉致被害が発生し、近年においては、北朝鮮の不審船が漂着するなど、継続的に北朝鮮の脅威にさらされている。しかし、本県には連隊・大隊クラスの部隊が配備されておらず、日本海側における防衛上の空白地帯になっている。さらに嶺南地域は、わが国の重要施設である原子力発電所が全国最多の15基立地している。

こうしたことから、本県嶺南地域は、未だ核・ミサイルの廃棄に進展が見られない北朝鮮のミサイル攻撃およびゲリラ・特殊部隊による攻撃の対象になる危険性が高い。

国家安全保障に万全を期すためにも、国として強い危機感を持ち、以下の対策を講じること。

### 1 嶺南地域への自衛隊の配備

- ①中期防衛力整備計画に明記された「原子力発電所近傍における展開基盤」の確保等について検討をすすめ、いかなる状況においても迅速な事態対処を可能とする自衛隊の基地等を整備すること。
- ②弾道ミサイル攻撃・テロ等の抑止力となり、地域住民の安心を確保するため、中部方面隊からの再配置を含め、嶺南地域へ自衛隊を配備すること。

【担当部署： 地域戦略部 未来戦略課、市町協働課  
/ 安全環境部 危機対策・防災課】

## 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

### 1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

拉致問題は、安倍政権における最重要課題である。拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

全国には、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は800人を越える方々があり、うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おられ、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

拉致問題については、2014年5月のストックホルム合意以降具体的な進展が見られなかったが、昨年6月および今年2月に米朝首脳会談を行うなど、北朝鮮は対外的な姿勢を変化させてきている。

政府は、拉致被害者等の救出のため、北朝鮮への圧力を最大限に高めつつ、日朝首脳会談の実現も見据えるなど、適切な外交交渉や国連などの国際機関との連携により、一刻も早く拉致問題が解決できるよう最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】

## 中小企業・新産業への支援充実

【内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

### 1 中小企業の円滑な事業承継

優れた技術等を持ちながら、親族に後継者がおらず、事業を引き継ぐことができない中小企業の廃業を防ぐため、親族以外への事業承継が促進されるよう、先代経営者等が第三者に株式や事業用資産を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置を講じること。

### 2 地場産業の継承・発信への支援

#### (1) 伝統ものづくり産業の継承

伝統的工芸品の製造に欠かせない原材料・道具等を確保するため、生産者保護の拡充、地元組合が行う原材料の生産、海外からの調達および代替品の調査・研究など様々な面において支援を行うこと。

#### (2) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

国際的大会・イベントのチケット、賞状、国会議員の名刺、賓客に対するお土産品、競技場やパビリオンの内装、出展ブース等、あらゆる場面において、越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し、1,500年の伝統を誇る伝統工芸産業の伝統継承を支援すること。

### 3 健康寿命延伸に向けたヘルスケア産業創出への支援

多様なヘルスケア製品・サービスの創出を推進するため、中小企業が行う小規模な実証事業に対する財政支援の更なる充実を図ること。

#### 4 福井空港を活用した航空機の実証実験

JAXAが進めている冬期の航空機の安全性向上に関する研究について、雪国ならではの技術を有する本県および県内企業と連携して開発を行うこと。

また、冬期特有の積雪や落雷が多い福井空港を活用して実証実験を実施し、早期の実用化を目指すこと。

【担当部署： 地域戦略部 未来戦略課 / 産業労働部 産業政策課、産業技術課、新産業創出課】

## 農林水産業の成長産業化の推進

【農林水産省】

本県の農林水産業の成長産業化に向け、TPP・EPA対策を含めて農家の所得を確保できるよう以下の対策を講じること。

### 1 小規模農業者（女性・高齢者等）への支援

地域農業を持続的に発展させるため、女性や高齢者を含め、小規模でも農業で活躍できるよう、熟練者から技術を伝承するための農園整備、こだわり農産物の生産・販売等に係る小規模機械やハウス、加工機器の導入についても支援すること。

### 2 スマート農業の推進

スマート農業の社会実装を進めるには、GPSを活用した自動走行のトラクタや田植機、コンバイン等のICT農業機械の導入が重要となるが、現在は自分で圃場の近隣にGPSの位置情報を補正する基地局を設ける必要がある。

ICT農業機械を活用したスマート農業の普及を加速するため、どこでも、だれでも活用できる基地局を国が主導で設置すること。

### 3 米政策見直しに伴う指導・支援強化

#### (1) 米の消費拡大

「いちほまれ」を活用した朝ごはん推進運動やおにぎり配布、地産地消・食育研修会の開催など、米の消費拡大に対し強力に支援すること。



## (2) 米政策見直しに伴う指導・支援強化

米の生産過剰による米価の下落を防ぐため、国が示した2017年産米の県別の作付目標を上回ることがないように各県に対し強力に指導すること。

また、麦、大豆、そば、飼料用米、輸出用米等の戦略作物に対する交付金について、主食用米と同等以上の所得を確保するため、2020年以降も現状の交付単価を維持するとともに十分な予算を確保すること。

## 4 「農業人材育成拠点」整備への支援

園芸に加え、水田農業の人材育成を促進するため、県内に設ける「農業人材育成拠点」について支援すること。

また、都市部からの就農スカウト活動等についても支援すること。

## 5 農林水産物等の輸出拡大

アジアへの輸出拡大に向け、県が単独で行う商談会や販売促進活動、御食国（福井県、兵庫県、三重県）で連携した海外で行う活動（レストランフェアなど）に対し十分な予算を確保すること。

## 6 鳥獣害対策に係る人材確保策の強化

人口減少や高齢化により集落が主体となった取組みが困難となった地域において、侵入防止柵や捕獲檻の設置、効率的な管理を地域とともに行う人材の確保に対して支援すること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、十分な予算を確保すること。

## 7 林業の成長産業化の推進

### (1) 森林経営管理制度の円滑な運用

制度が4月から施行されたことから、制度運用に関する適切な指導・助言や全国の取り組み状況の情報提供など、制度の円滑な運用に対し支援すること。

### (2) 県産材の販路拡大

新たな木材需要を開拓するため、高い経済成長が見込まれるアジア諸国などへの販路拡大に対して支援すること。

## 8 水産業の成長産業化の推進

### (1) 漁業法改正に伴う漁業関係者負担の軽減

新たな資源管理システムや漁業権制度の見直しに伴い、県や漁業協同組合に過大な負担が生じないように、休漁や混獲魚放流による減収の補填、混獲回避の技術開発、増大する漁獲データの収集・確認業務への支援など、国が責任をもって実施すること。

### (2) 新しい養殖技術等の共同開発への支援

トラウトサーモンやマハタの生産拡大につながる養殖技術の開発やICTを使った漁獲予測システムの開発など、水産研究・教育機構、県、県立大学等が共同で行う取り組みを支援すること。

## 9 農業農村整備・森林整備・漁港漁場整備の予算確保

### (1) 農地や農業用水利施設の整備に係る予算確保

農業の競争力強化に必要な、農地の区画拡大や農業用の用排水路の整備等の予算を十分に確保すること。

また、農業用水利施設の防災減災・長寿命化対策など、国土強靱化を図るための予算を安定的に確保すること。

(2) 森林整備および山地災害対策に係る予算確保

間伐、林道・作業道、治山ダム等の整備について、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

(3) 漁港漁場整備に係る予算確保

漁港施設の長寿命化対策や防災減災対策などの漁港整備、魚礁の設置などの漁場整備について、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

10 地域の実情を踏まえた農林水産業の法制定・改正

主要農作物種子法の廃止など、農林漁業者の経営等に直接影響を与える法律改正にあたっては、各地域の農林漁業者から丁寧に意見を聞き取り、十分に反映すること。

また、既に改正された制度も含め、説明会を開催するなど、農林漁業者の不安を払拭し、十分理解できるよう努めること。

- ・ 主要農作物種子法の廃止
- ・ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律、
- ・ 森林経営管理法の制定
- ・ 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律
- ・ 農薬取締法の一部を改正する法律
- ・ 漁業法等の一部を改正する等の法律 など

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、農村振興課、水産課、県産材活用課、森づくり課】

## 外国人労働者の活躍による人手不足の解消

【法務省、文部科学省】

### 1 外国人受入環境整備の推進

#### (1) 外国人の相談窓口整備の推進

外国人住民数が5千人に満たない市町においても、一元的な相談窓口が開設できるよう、外国人受入環境整備交付金の交付基準を見直すこと。

#### (2) 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が地域のルールを守り、地域に馴染んで生活するためには、日本語での意思疎通が重要となるため、外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。

【担当部署：産業労働部 国際経済課】

**国体・障スポのレガシーを活かした「スポーツ福井」の実現**

【文部科学省】

本県では、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」で培った競技力のノウハウ、整備充実したスポーツ施設、県民のスポーツへの関心の高まりなどの成果を活かし、一層のスポーツ振興・交流を図ることとしている。東京オリンピックなど国内外で活躍できるトップアスリートの育成や、県民誰もがスポーツを楽しみ交流できる環境づくりなどを進めるため、以下の支援を行うこと。

**1 全国規模のスポーツ大会・イベントの開催**

地方創生の観点から、国体・障スポ開催による県民のスポーツ熱の盛り上がりを経続させ、また国体に向けて充実させた競技施設を有効に活用し、スポーツを通じた交流を促進するため、地方における全国規模のスポーツ大会・イベントの誘致・開催を支援すること。

**2 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成**

各県での参加国事前キャンプ誘致および聖火リレー実施については、地方負担の軽減を図るため、補助制度を設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

**3 地方在住選手の練習環境の向上**

ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターで指導する資質の高い指導者を地方に派遣する制度を整え、地方在住選手の競技力向上、地方の指導者の指導力向上、スポーツ振興の機会を充実すること。

#### 4 ジュニア世代の競技力向上対策

地方在住のジュニア世代の競技力向上により、オリンピックで活躍が期待できるアスリートの拡大につなげるため、地方における競技体験会の実施や優秀な指導者・トップアスリート派遣などに対し、財政支援を行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課 / 教育庁 保健体育課】

## 夢や希望を実現する力を養う教育

【文部科学省】

本県では、独自の少人数教育の実現や福井型18年教育の推進、教員の熱心な指導により、「学力・体力全国トップクラス」を維持するなど大きな成果を上げている。

私学や塾など多様な選択肢のある都会とは異なる地方の実情を踏まえた、学力、芸術、文化やスポーツなど、子どもたちがそれぞれの得意分野で、夢や希望を実現する力を身に付けられる教育の実現に向けて、以下の措置を講じること。

### 1 教職員定数の改善・充実

学校における働き方改革や新学習指導要領への対応を含めた指導体制の充実、いじめ・不登校、発達障害など多様化・複雑化する生徒指導などに対応できる体制を整備することが重要である。

このような中、個々の教育課題に応じて充実した指導が行えるよう、現場に即した少人数教育の制度化、小学校英語教科化に伴う指導体制の充実、養護教諭の複数配置基準の緩和など、教職員が児童生徒としっかりと向き合うことができる学校指導体制の強化・充実を図ること。

## 2 外部人材の拡充によるチーム学校への支援

児童や生徒の成長を見守り、その特徴や個性を理解したきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラー等の人材の養成に努めるとともに、高校も含め学校に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

また、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員や教員にかわって事務を行うサポートスタッフなどの外部人材の配置について支援を充実させること。

## 3 いじめ・不登校対応等の推進

学校における法的相談に対応できる体制を構築するため、法律の専門的な知識・経験を有する弁護士を配置できるよう、スクールロイヤーの制度化を行うこと。

また、SNS等を活用した教育相談体制の構築に新たに取組む自治体に対して、財政支援の拡充を図ること。

## 4 英語教育の充実

「読む・書く・聞く・話す」の英語における4技能をバランスよく伸ばすため、外部検定試験の受験料補助のための仕組みを構築すること。

また、都市部のみでなく地方から世界をリードし国・地方の発展に貢献できる人材の育成を図るため、地方における「WWLコンソーシアム構築支援事業」の指定校数を拡充すること。



## 5 地方における特色ある教育活動への支援の充実

高等学校において、地域の企業や行政等と連携し地域課題を解決するための商品開発、地域イベントの実施といった独自の探求的な学びをより推進・深化させ、地域への愛着を持ち将来の地域を担う人材を育成するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定校を拡充すること。

## 6 職業教育の充実

人口減少が進む中で、高校からの就職希望者が高度な技術や専門的な知識を身につけることを促進するため、専門資格試験の受検費用の補助制度を創設すること。

また、産業現場での実践的な実習などを経た就職を促し、雇用のミスマッチをなくすため、長期インターンシップなどで生徒を受け入れる企業への支援を充実させること。

## 7 特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒が増加していることから、個別支援計画の策定・引継ぎを徹底するためアドバイザーの配置を拡充するとともに、専門性を高める研修などの支援を継続すること。

また、発達障害などの障害を持つ児童生徒への高校通級の指導充実のため、通級指導担当教員の着実な配置を行うこと。

さらに、知的障害等のある児童・生徒に対しては、タブレット端末等による視覚的な情報の提示や文字の拡大・読み上げ等が有効であるため、特別支援教育就学奨励費制度において、特別支援学校小学部および中学部の児童生徒に対してもICT機器導入に対する財政支援を行うこと。

## 8 学校施設整備に関する支援の充実

多様化する教育課題等に対応し、時代に即した学習環境を整備するため、学校の再編や大規模改修等について十分な予算を確保すること。

## 9 大学による地方創生の取組みに対する支援

2019年度末に終了する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に続き、県内全大学が集う拠点を活用し、学生の地元定着を促進する大学間の連携事業に重点を置いた新たな支援制度を創設すること。

また、国立大学法人運営費交付金等の傾斜配分にあたっては、学生の地元定着に資する取組みなど、地域貢献の状況を評価に取り入れること。

【担当部署：総務部 大学私学課 / 教育庁 学校振興課、高校教育課、義務教育課】

## 過疎対策の充実

【総務省】

人口減少や高齢化に伴う集落やコミュニティ機能の低下が懸念される中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が2021年3月末をもって失効することとなる。

過疎地域や小規模高齢化した集落に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていくため、以下の措置を講じること。

### 1 新たな過疎対策法の制定

現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。

また、過疎市町村の脆弱な財政基盤を強化するとともに、多様な財政需要に対応するため、地方交付税措置の充実や過疎対策事業債の継続など、財政支援を講じること。

### 2 集落対策の促進

人口減少時代においても、地域活動を維持・継続していくため、集落活動を担う人材の育成、集落が相互に支え合う仕組みづくりやコミュニティ活動などへの支援を強化すること。

また、集落機能が低下し、対応が困難となっている鳥獣害対策、空き家や山林の管理、生活交通確保など多岐にわたる課題に対応するため、地域の実情を踏まえた規制の緩和や国庫補助要件の見直しなど関係省庁が連携し対策を図ること。

【担当部署：地域戦略部 市町協働課】

## 東京一極集中の是正による地方創生の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

人口減少および東京一極集中の解決に向け、出生率の高い地方に人を戻すためのあらゆる措置を講じること。

### 1 自由度の高い地方創生交付金の確保

第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定に合わせ、地方創生交付金については、新たな事業に活用しやすくするよう総額を拡大するとともに、地方がより主体的に取り組めるよう、さらに自由度を高め、弾力的な運用を図ること。

### 2 全国一律の最低賃金の実現

最低賃金の地域間格差について、新たな在留資格による外国人材が大都市圏その他の特定地域に過度に集中しないためにも、現行制度を見直し、影響を受ける中小企業の経営安定支援を充実した上で、全国一律の最低賃金を実現すること。

### 3 地域間の大学定員の偏在是正

大都市圏への学生集中を是正するため、大都市圏の大学の定員を削減し、地方の大学の定員を増加すること。

### 4 地方創生にふさわしい選挙制度改革

参議院の選挙制度について、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

## 5 都市住民の「地方兼業・副業」の推進

- ①都市住民の「地方兼業・副業」を推進するため、都市圏の人材が地方に出向き、一定期間生活（微住）しながら就業し、地域の課題解決に向けたプロジェクト等に従事する「パラレルワーク・ホリデー（兼業休暇）」制度（仮称）の導入と普及をすすめる、就業者の移動・滞在等に必要な経費への支援措置を講ずること。
- ②地域のプロジェクトや活動、求める人材、滞在用の施設（ゲストハウス等）の情報を全国から収集し、一元的に発信するなど、地方の人材募集を後押しすること。
- ③市町や地域の企業・団体等が行う「地方兼業・副業」の受入体制の整備を支援するため、国は、モデル事業の実施、専門家の派遣等によるプロジェクトのバックアップ、全国事例の収集・紹介、全国の地域団体のネットワークづくりなどを行うこと。

## 6 地域の観光地のスケールアップへの支援

歴史的景観、国定公園をはじめとする美しい自然等を誇る本県でのおもてなし環境の整備や観光資源の磨きあげなど、地域の観光地のスケールアップに対する支援を拡充すること。

## 7 交流人口を拡大する里山里海湖ビジネスの拠点づくりの支援

都市と農村の交流促進・地域活性化のため、周年栽培を行う高度環境制御ハウス（H鋼ハウス）について、農山漁村振興交付金の対象とすること。

また、高度環境制御ハウスと一体的に整備する農家レストランやオーナー農園など、地域の活性化を実現するための予算を確保すること。

## 8 国が保有するデータの利活用の促進

人口移動の状況など、国が保有するデータについて、地域課題の解決に資するよう、地方における利活用環境の整備を行うこと。

【担当部署：総務部 財政課、大学私学課/地域戦略部 未来戦略課、統計情報課  
/ 交流文化部 定住交流課、観光誘客課/ 産業労働部 労働政策課  
/ 農林水産部 中山間農業・畜産課】

## 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積しており、また、古来より国の発展に貢献した多くの偉人を輩出、今日の繁栄の礎を築いてきた。こうした地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、福井の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

## 1 文化遺産の国内外への発信

## (1) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ①国の重要無形文化財に指定された越前和紙について、ユネスコ無形文化遺産である「和紙」に早期に追加登録すること。
- ②ユネスコ無形文化遺産に既に登録された分野に追加登録を求める際は、提案件数や審査頻度の制限を緩和して審査するよう、ユネスコに働きかけること。
- ③本県の「糸崎の仏舞」を現在ユネスコ推薦の未審査案件となっている他の渡来芸・舞台芸とあわせて、早期にユネスコに提案すること。
- ④本県の「水海の田楽・能舞」、「睦月神事」を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。

## (2) 日本遺産の認定

鉄道近代化遺産や伝統工芸の技、独特の食文化や風習など、本県の魅力ある地域資源を発信するストーリーを「日本遺産」として認定すること。

また、2020年の東京オリンピック以降も2025年の大阪・関西万国博覧会等が開催されることから、訪日外国人旅行者数の拡大に備え、地域が実施する日本遺産活性化等の事業について支援を充実すること。

## (3) 国指定文化財への早期指定

現在、保存活動を進めている丸岡城など本県の優れた歴史的な文化財を国宝や重要文化財などに早期に指定すること。

## 2 「一乗谷ミュージアム」化への支援

①我が国を代表する一級の文化財である特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の魅力を高め、国内外からの誘客拡大を図る拠点施設として整備する「一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）」については、史跡の整備・活用に対する国の支援の一環として、ハード・ソフトともに重点的に支援すること。

②整備開始後50年以上が経過し、経年劣化が進行している一乗谷朝倉氏遺跡について、その復旧、修理・修繕等のための支援制度を新たに設けること。



### 3 国所蔵文化財の地方における公開活用

国が所蔵する国宝・重要文化財・重要美術品は、地方への誘客の大きな魅力となることから、地方自治体の博物館・美術館が企画展等を開催する場合には、優先的に貸与するなど、国民共有の財産としての公開活用をさらに進めること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

